

(別紙) 障害者施設用

## 令和8年度岐阜県障害者(児)福祉関係施設等整備費補助事業について

### 1 概要

本補助金は、県が国庫補助制度である「社会福祉施設等施設整備費補助金」を活用し、必要性<sup>※1</sup>・緊急性<sup>※2</sup>の高い障害福祉サービス事業所等の整備に対して補助を行うものである。

※1 必要性＝「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」における障がい福祉サービス等の見込量(整備目標量)に対する過不足状況

※2 緊急性＝直ちに整備すべき内容(スプリンクラー整備等)であるか

### 2 対象事業

以下の(1)～(3)に該当する整備を計画している社会福祉施設整備事業を対象とする。

#### (1) 一般整備

ア 実施主体 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、又は営利法人(ただし、障害者支援施設の整備にあつては医療法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は営利法人等を除く。)

#### イ 対象事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助に限る。)を行う施設、同条第11項に規定する障害者支援施設

ウ 事業内容 創設、改築(老朽民間社会福祉施設整備を含む)、増築

エ 補助基準額 施設種別、定員等により異なるため「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 別表3-1」を参照。

オ 補助率 3/4 (国1/2、県1/4、事業者1/4)

カ その他 詳細は、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」による。

#### (2) 避難スペース整備

ア 実施主体 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、又は営利法人(ただし、障害者支援施設の整備にあつては医療法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は営利法人等を除く。)

#### イ 対象事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助に限る。)を行う施設、同条第11項に規定する障害者支援施設

ウ 事業内容 避難スペース整備

エ 補助基準額 「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 別表3-1」を参照。  
※避難スペースに必要な備品等の整備については補助対象外

オ 補助率 3/4 (国1/2、県1/4、事業者1/4)

カ その他 詳細は、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」及び「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」による。

### (3) 大規模修繕（施設修繕、スプリンクラー、防犯強化）等

ア 実施主体 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、又は営利法人（ただし、障害者支援施設の整備にあつては医療法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は営利法人等を除く。）

イ 対象事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助に限る。）を行う施設、同条第11項に規定する障害者支援施設

ウ 事業内容 大規模修繕

エ 補助基準額 施設整備：施設種別により異なるため「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」を参照。

スプリンクラー整備：見積額と合見積額を比べて低い方の額と、以下の基準単価にスプリンクラー設置対象面積を乗じて得た額とを比べて低い額。

基準単価：26,300円／1㎡

（入所施設であつて1000㎡以上の平屋建て 50,300円）

消火ポンプユニット加算 3,090,000円（平米数関係なし）

防犯対策：公的機関の見積額と請負業者の見積額を比べて低い方の額

オ 補助率 3／4（国1／2、県1／4、事業者1／4）

カ その他 詳細は、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」、「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」、「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による。

### 3 留意事項

- (1) 障がい者福祉の趣旨を十分に理解し、健全で安定した施設運営が可能であること。
- (2) 資金計画が、無理のないものであること。
- (3) 建設用地の確保が確実であること。
- (4) 整備費の自己負担の財源確保が確実であること。  
※岐阜県障害者（児）福祉関係施設等整備費補助金申請要領「第1 2法人の財政状況」に適合していること。（建設資金以外にも、運転資金、開業資金が必要となります）
- (5) 施設建築計画が、建築基準法、消防法及び指定障害福祉サービス事業の設備基準等に適合していること。
- (6) 整備しようとする障がい福祉サービスにおける需要について、ニーズ調査等により具体的な需要把握がなされていること。
- (7) 整備計画は単年度とし、年度内に事業完了予定のものであること。既に整備に着手している事業は補助対象外であること。
- (8) 補助事業により整備した施設は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等がかかること。
- (9) 土砂災害（特別）警戒区域等、施設整備を行うことが適当ではない立地条件である場合には変更の検討を行うこと。

#### 4 施設整備に係る本補助金の対象外経費

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用（地盤改良費、土地造成費、地業工事、外構工事）
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) 官庁申請手数料
- (4) 火災保険料
- (5) 水道加入金
- (6) 天吊り・壁掛けルームエアコン及び据付費
- (7) 消火器
- (8) 備品
- (9) その他補助対象経費として適当と認められない費用

#### 5 ヒアリング事項（主なもの）

- (1) 整備内容について（障がい福祉計画に沿った整備であるか 等）
- (2) 建設予定地について（災害警戒区域等の指定の有無、建設予定地の確保方法 等）
- (3) 事業所の指定について（指定上問題の無い施設であるか 等）
- (4) 施設の規模及び構造について
- (5) 施工計画について（単年度事業として整備を完了できるか 等）
- (6) 整備費とその内訳について
- (7) 財源内訳の確認（自己資金の状況、寄附金の有無 等）
- (8) ニーズ調査・ニーズ状況について（ニーズ調査を行っているか 等）
- (9) その他（他の補助金の有無、採択されなかった場合の方針、地元の理解 等）